

生活を支えるための支援①

村独自 村内の全ての世帯・企業等を対象に

5月検針分の上水道料金を免除します



村では、新型コロナウイルス感染症が社会経済に甚大な影響をもたらしている状況を踏まえ、生活支援および経済的負担軽減のため、上水道料金を免除(減免)します。

【問い合わせ】水道課業務担当(☎282-1711 内線1156)

対象▼5月15日時点で、村内で水道を使用している一般世帯または企業等

免除額▼上水道料金1検針分(5月の検針分)

その他▼免除を受けるに当たり、必要な手続きはありません。▼5月検針分の検針票(納付書払いの方は納付書)で、上水道料金が0円と記載されていることをご確認ください。
▼下水道使用料は今回の免除(減免)対象とはなりません。

水は限られた資源です。大切に请使用ください。

【一般世帯の上水道料金の免除(例)】

口径20mmで1検針分(2か月)当たり40m³を使用した場合

項目	免除前料金	免除後料金
基本料金	3,003円	0円
従量料金	3,762円	0円
合計	6,765円	0円

村独自 子育て世帯の家計への負担を軽減するために

「子育て世帯生活応援金」を給付します



村では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を応援するため、国が緊急経済対策として行う「子育て世帯への臨時特別給付金」に加え、児童手当を受給する世帯(0歳～今春中学校を卒業した児童のいる世帯)に対し、「子育て世帯生活応援金」を給付します。

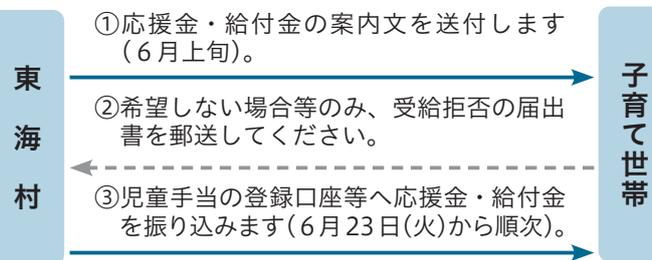
なお、「子育て世帯生活応援金」は、国が臨時特別給付金の支給対象外としている特例給付(所得制限限度額以上の方への給付)の受給者も対象としており、村内全ての子育て世帯の生活を応援するものです。

【問い合わせ】子育て支援課子ども家庭担当(☎282-1711 内線1187)

対象▼児童手当(本則給付)、特例給付の令和2年3・4月分の対象となる児童がいる世帯 ※対象者には、6月上旬に案内文を郵送します。

給付額▼対象となる児童一人につき1万円

その他▼支給を受けるに当たり、必要な手続きはありません(公務員の場合は申請が必要)。



「子育て世帯への臨時特別給付金」について

国が行う「子育て世帯への臨時特別給付金」についても、支給を受けるに当たり、必要な手続きはありません(公務員の場合は申請が必要)。対象の方には、6月23日(火)から順次支給します。詳細は、村公式ホームページをご覧ください。

【村独自】 事業活動の運営面をバックアップ

店舗等賃料・光熱水費（2か月分）を補助します



村では、村内事業者の店舗等の維持を支援するため、売り上げが減少した事業者の賃料または光熱水費を補助します。

補助対象▼▽村内に店舗、事務所、工場を有する
▽事業を3か月以上継続的に営む▽売上高が前年同月比20パーセント以上減少▽村税に未納がない——の全てを満たす中小企業・個人事業主 ※県の休業要請に係る協力金で賃借加算の対象となる施設は、光熱水費の補助の申請となります。

補助額▼▽賃料等…上限10万円／事業者(4・5月支払い分の2分の1の額)▽光熱水費…上限6万円／事業者(4・5月使用分の合計)

申し込み・問い合わせ▼7月31日(金)(必着)までに、郵送または産業政策課申請書受付ボックスへ投函で、産業政策課商工担当(役場行政棟2階 〒319-1192 東海3-7-1 ☎282-1711 内線1269)へ申し込みください。※▽対面での申請はご遠慮ください。▽申請書類は、村公式ホームページからダウンロードできます。▽詳細は、お問い合わせいただくか、村公式ホームページをご覧ください。

【村独自】 持ち帰りや宅配サービスでの販売価格の一部を補助

テイクアウト・デリバリーでの購入を推進します



村では、住民の消費喚起を図るとともに、事業者が集団感染のリスクを低減しながら経営することを支援するため、村内の飲食店に対し、テイクアウト・デリバリーにより商品を提供する場合の販売価格の一部を補助します。これにより、通常より安い価格で消費者の皆さんへ商品が提供でき、飲食店はもちろん、家計への支援へとつなげます。

対象▼▽村内に店舗等を有し、飲食業を営業する(食品営業許可証を得ている)▽中小企業者(中小企業信用保険法第2条第1項に該当する)である——を満たす事業者

補助額▼上限20万円／事業者 ※▽テイクアウト・デリバリーで提供する商品1品につき、販売価格の2分の1(上限500円/品)を補助します。▽事業実施前の概算払いも可能です。

申し込み・問い合わせ▼6月30日(火)(必着)までに、郵送で、東海村産業・情報プラザ「アイヴィル」(〒319-1118 舟石川駅東3-1-1 ☎287-0855)へ申し込みください。※▽対面での申請はご遠慮ください。▽申請書類は、村公式ホームページからダウンロードできます。▽詳細は、お問い合わせいただくか、村公式ホームページをご覧ください。

【県+村】 資金繰りの面からも支援

「中小企業信用保証料補助金」をご活用ください



村では、「県パワーアップ融資」を利用した方に対して、信用保証料(4月融資分から)を補助します。これにより県の補助分と合わせて無利子(3年間)・無担保で融資を利用することができます。補助には一部条件があります。詳細は、お問い合わせいただくか、村公式ホームページをご覧ください。

問い合わせ▼産業政策課商工担当(☎282-1711 内線1269)

生活を支えるための支援③

要件や申請方法など詳細は、各担当課や事業者等へお問い合わせください。

健康に関する相談

■自身や家族の健康が心配な方

新型コロナウイルス感染症の発症について、茨城県が相談を受け付けます(24時間対応)。

☎茨城県庁内専用電話(☎301-3200)

■帰国者・接触者相談センター

☎ひたちなか保健所(☎265-5515)

■予防などの相談

感染予防などの相談を受け付けます。

☎保健センター(☎282-2797)

公共料金

■上下水道料金の支払い猶予

上下水道料金について、支払い猶予の相談や申し出を受け付けます。

☎水道課業務担当(☎282-1711 内線1154)

■5月検針分の上水道料金の免除(減免)

詳細は、2ページをご覧ください。

☎水道課業務担当(☎282-1711 内線1156)

■電気・ガス料金の猶予

経済産業省は「生活不安に対応するための緊急措置」を踏まえ、電気・ガス事業者に対し、支払いの猶予など柔軟な対応を要請しました。

詳細は、契約している電気・ガス事業者にお問い合わせください。

税金

■税の納付猶予

事業等に係る収入に相当の減少があった方は、村税の徴収の猶予を受けることができます。なお、担保の提供は不要で、延滞金もかかりません。

6月30日(火)または、各村税の納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です。申請書など詳細は、お問い合わせください。

対象▼新型コロナウイルス感染症の影響により、

- ①令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20パーセント以上減少している②一時的に納税が困難——を満たす方 ※個人・法人、規模は問いません。

対象となる村税▼令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する村税

☎税務課収納管理室(☎282-1711 内線1115)

医療保険・年金

■国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付猶予

■国民年金保険料の免除(学生の場合は納付猶予のみ)

新型コロナウイルス感染症の影響により、納期限までに納めることが困難な方は、支払いを猶予または免除できる場合があります。

☎住民課保険年金担当(☎282-1711 内線1133)

奨学金・保育料など

■東海村奨学金返還猶予

願い出により、最大で令和3年3月31日までの返還を猶予します。

☎学校教育課企画総務担当(☎282-1711 内線1412)

■保育所・学童クラブ等の保育料・利用料の軽減

村の要請等により、保育所・学童クラブ等の登園・利用を自粛した場合、保育料・利用料を日割りで計算します。詳細が決まり次第、お知らせします。

☎子育て支援課認定・給付担当(☎282-1711 内線1183)

貸付

収入が減り、生活資金などにお悩みの方に対し貸付を行います。

■緊急小口資金(休業された方向け)

貸付上限額▼▽学校等の休業、個人事業主等の特例の場合…20万円/世帯 ▼その他…10万円/世帯

■総合支援資金(失業された方向け)

貸付上限額▼▽2人以上の世帯…月20万円/世帯 ▼単身世帯…月15万円/世帯 ※貸付期間は原則3か月以内とします。

☎東海村社会福祉協議会(☎282-2804)

給付金

■特別定額給付金

詳細は、1ページをご覧ください。

☎福祉総務課地域福祉推進担当(☎219-8150 内線1601)

■子育て世帯への臨時特別給付金

■子育て世帯生活応援金

詳細は、2ページをご覧ください。

☎子育て支援課子ども家庭担当(☎282-1711 内線1187)

■住居確保給付金

経済困窮者の家賃相当額を給付します。

☎茨城県福祉相談センター生活保護課(☎226-1512)